

千葉県立保健医療大学における成績評価の異議申立てに関する規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、千葉県立保健医療大学における成績評価の異議申立てに関する規程（以下「規程」という。）第9条により、規程に関する手続き及び調査委員会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(進級判定及び卒業判定に関する事項)

第2条 規程による異議申立て及び調査申立てについて、進級判定や卒業判定に関する科目であり、規程による回答書作成が進級判定日や卒業判定日までに間に合わない場合は、別途日程を設定して進級・卒業判定を行うものとする。

(教務委員会への報告)

第3条 学生支援課は、規程第3条の異議申立書及び規程第6条の調査申立書を受領後、迅速に教務委員会へ報告しなければならない。

(調査委員会による調査)

第4条 調査委員会は、規程第8条に基づき、成績評価に関する調査申立てについて、必要な調査を行い、その結果を取りまとめ、「調査結果回答書」を作成しなければならない。

(調査委員会の組織)

第5条 前条における調査委員会は、各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 教務委員長
- (3) 申立て学生が所属する学科・専攻以外の教務委員1名
- (4) 申立て学生が所属する学科・専攻の教員1名

2 前項第3号及び第4号については、職位は問わないものとする。ただし、助教の職にあるものは、前項第3号及び第4号あわせて1名以下の選出とする。

(調査委員長)

第6条 調査委員会に委員長を置く。

2 調査委員長は、教務委員長とする。

(調査委員の選出)

第7条 第5条第1項第3号及び第4号の選出は調査委員長が行う。

(調査結果の報告)

第8条 調査委員長は、第4条による「調査結果回答書」の内容を迅速に学長へ報告しなければならない。

(調査結果の回答)

第9条 学長は、調査委員長に「調査結果回答書」により学生への説明を指示するものとする。

2 調査委員長は、前項の説明をするときは、調査結果回答書をもって丁寧な説明を行わなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

付 則

この細則は、令和5年4月1日より適用する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日より適用する。